資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一四、八五〇、〇〇〇円減少し一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とすることにいたしました。また減少する資本金の額一四、八五〇、〇〇〇円については全額を資本準備金に振り替え、資本準備金の額を九一、七〇〇、〇〇〇円とします。

効力発生日は平成二十三年八月二十二日であり、この資本金減少は、平成二十三年七月十一日に臨時株主総会決議を経て決定いたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年一月二十七日

掲載頁　九十二頁（号外第十七号）

平成二十三年七月十九日

東京都中央区八丁堀三丁目一二番八号

株式会社サティスファクトリーインターナショナル　代表取締役　小松　武司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し四百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年七月十九日

石川県小松市北浅井町乙三番地

有限会社テイエージー

代表取締役　寺田　秀一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一一〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年八月二十五日であり、株主総会の決議は、平成二十三年七月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年七月十九日

香川県坂出市林田町三九六〇番地一

有限会社とみいえ企画

取締役　富家　良弘

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年八月三日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年八月十二日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年七月十九日

札幌市北区北七条西一丁目一番地二

株式会社北の達人コーポレーション

代表取締役　木下　勝寿

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年八月三日を基準日と定め、同日十五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年八月十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年七月十九日

東京都千代田区外神田四丁目一四番一号

ベース株式会社

代表取締役　中山　克成

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年八月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年七月十九日

東京都千代田区猿楽町一丁目四番三号

三笠産業株式会社

代表取締役　京谷　弘也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年八月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年七月十九日

東京都中野区本町一丁目三二番二号

ワールド・ファミリー株式会社

代表取締役

ロバート・エイ・パーカー・ジュニア

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年八月二十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年七月十九日

東京都新宿区信濃町二一番地

大門建設株式会社

代表取締役　吉留　孝男

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である長澤秋人が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十三年七月十九日

横浜市中区山下町七〇番地土居ビル三階

株式会社アイランドコリア

日本における代表者　長澤　秋人

限定承認公告

本籍山形県西村山郡河北町谷地甲一六番地、最後の住所山形県西村山郡河北町谷地甲二七九番地　被相続人　亡　松田　仁

右被相続人は平成二十三年二月十日死亡し、その相続人は平成二十三年七月五日山形家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十九日

山形県西村山郡大江町左沢三〇〇二―七

限定承認者　松田　弘

限定承認公告

本籍北海道札幌市白石区本通一丁目南五二番地、最後の住所札幌市南区澄川六条七丁目七番一五号　被相続人　亡　鷲尾　英明

右被相続人は平成二十三年四月十六日死亡し、その相続人は平成二十三年七月八日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十九日

千葉県柏市旭町一丁目八番九―一〇〇四号

相続財産管理人　鷲尾　一樹

限定承認公告

本籍長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口二一九九番地、最後の住所東京都江戸川区江戸川五丁目一二番地一七　被相続人　亡　萩原　茂実

右被相続人は平成二十三年四月十日死亡し、その相続人は平成二十三年七月五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十九日

東京都大田区蒲田三丁目一八番一二―二〇四号

相続財産管理人　島田ひろみ

東京都港区西新橋三丁目一九番一一号安達ビル二階ＩＡＬ綜合法律事務所

代理人弁護士　田井野美穂

平成二十三年七月十九日

横浜市中区山下町七〇番地土居ビル三階

株式会社アイランドコリア

日本における代表者　長澤　秋人

限定承認公告

本籍山形県西村山郡河北町谷地甲一六番地、最後の住所山形県西村山郡河北町谷地甲二七九番地　被相続人　亡　松田　仁

右被相続人は平成二十三年二月十日死亡し、その相続人は平成二十三年七月五日山形家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十九日

山形県西村山郡大江町左沢三〇〇二―七

限定承認者　松田　弘

限定承認公告

本籍北海道札幌市白石区本通一丁目南五二番地、最後の住所札幌市南区澄川六条七丁目七番一五号　被相続人　亡　鷲尾　英明

右被相続人は平成二十三年四月十六日死亡し、その相続人は平成二十三年七月八日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十九日

千葉県柏市旭町一丁目八番九―一〇〇四号

相続財産管理人　鷲尾　一樹

限定承認公告

本籍長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口二一九九番地、最後の住所東京都江戸川区江戸川五丁目一二番地一七　被相続人　亡　萩原　茂実

右被相続人は平成二十三年四月十日死亡し、その相続人は平成二十三年七月五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十九日

東京都大田区蒲田三丁目一八番一二―二〇四号

相続財産管理人　島田ひろみ

東京都港区西新橋三丁目一九番一一号安達ビル二階ＩＡＬ綜合法律事務所

代理人弁護士　田井野美穂

限定承認公告

本籍千葉県市川市国分三―一八四七、最後の住所東京都江戸川区平井四―一〇―一〇ライオンズマンション平井駅前八〇一　被相続人　亡　石原　治

右被相続人は平成二十三年四月十日死亡し、その相続人は平成二十三年七月五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十九日

東京都江戸川区平井四―一〇―一〇ライオンズマンション平井駅前九〇一

限定承認者　小篠　未来

限定承認公告

本籍鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北一〇八七〇番地六、最後の住所兵庫県三田市学園三丁目二番地Ｇ棟三〇八号　被相続人　亡　中道　龍午

右被相続人は平成二十二年十二月二十九日死亡し、その相続人は平成二十三年七月十二日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十九日

兵庫県三田市学園三丁目二番地Ｇ棟三〇八号

限定承認者　中道ノブ子

限定承認公告

本籍岡山県苫田郡鏡野町中谷二七一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中江　賢一

右被相続人は平成二十二年五月二十三日死亡し、その相続人は平成二十三年七月六日岡山家庭裁判所津山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十九日

岡山県津山市東一宮二五四―一〇

相続財産管理人　中江　寛

正誤

ページ	段	行	誤	正
四二	二	終りから二本目	本庄市	本荘市

平成二十三年六月二十九日法務省告示第三百二十六号（原戸籍が滅失した件）（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月十九日付第一五七号九月十日付衆会第二七号四八

六ページ●同日付政府調達第一三三号三二ページ●六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）